平成２６年（フ）第１４２３号
横浜市緑区北八朔町1641番地８　谷津田原ハイツ11棟305号
債務者　嶋津　雅子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３７号
静岡市清水区能島288番地の１　エルディムひらい202
債務者　石山　裕士
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７号
愛媛県大洲市菅田町菅田甲1160番地１
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第４１２６号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目18番17―203号
債務者　吉原夕香子（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３８号
大阪府門真市石原町32番６号
債務者　清水良志子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２３号
東京都立川市富士見町２丁目25番３号富士見町ハイツ417号
債務者　清水　　薫
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３３号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目14番11号
債務者　澤田　幸夫
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
釧路市昭和中央１丁目20番１号
債務者　加藤　信雄
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午後３時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５７４号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港９号棟1209号室
債務者　小林　光行
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８５号
横浜市保土ケ谷区峰沢町67番地１　パレス三ツ沢１―202号
債務者　伊東　弘美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０６号
神奈川県大和市中央林間４丁目10番10号　光栄マンション102
債務者　瀬上　守保
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０７号
神奈川県大和市中央林間４丁目10番10号　光栄マンション102
債務者　瀬上　町子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８２号
東京都東村山市本町１丁目６番地４メゾンドボヌール103
債務者　梅田　照子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１６２１号
福岡市東区松田１丁目４番17号
破産者　株式会社川島組
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７７号
北海道日高郡新ひだか町静内本町３丁目１番13号
破産者　株式会社湯浅火薬銃砲店
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１６号
栃木県宇都宮市西川田５―11―11　石原好博一般住宅１号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市元今泉１丁目７番31号　メゾンドエストⅠ501号
破産者　星　　堯
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係